

## 第2節 22大綱の内容

本節では、22大綱が示す防衛力の考え方や自衛隊の態勢・体制などについて説明する。

### 1 基本的な考え方—動的防衛力の構築など

22大綱は、安全保障環境の変化に対応するため、「動的防衛力」を構築するとしている点が大きな特徴となっている。

わが国周辺においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させている。こうした中では、防衛力の存在自体によって相手を抑止するのみならず、平素から各種の活動を適時・適切に行うことによって国家の意思や高い防衛能力を示すなど防衛力の運用に着眼した「動的な抑止力」が重要となる。加えて、軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあることなどから、事態に迅速かつシームレスに(切れ目なく)対応するためには、即応性をはじめ、総合的な部隊運用の能力の重要性が増している。

また、現在の世界における多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっている。こうした中で、軍事力の役割が一層多様化し、人道支援・災害救援、平和維持、海賊対処など平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつある。自衛隊も、これまで国際平和協力活動を数多く行ってきており、海外での活動が日常化している。このような活動を行っていく上で、持続性をはじめ、継続的な活動を支える能力が重要となっている。

このような中においては、今後の防衛力については、「防衛力の存在」を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「防衛力の運用」に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行い得る「動的なもの」としていくことが必要である。このため、22大綱では、即応性、機動性、柔軟性、持続性および多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとしている。この「動的防衛力」の考え方は、自衛隊の活動を通じて防衛力の役割を果たしていくことを主眼としている。

一層厳しさを増す安全保障環境に対応するには、適切な規模の防衛力を着実に整備することが必要である。このため、22大綱においては、厳しい財政事情を踏まえ、自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置などの抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中する「選択と集中」を行い、防衛力の構造的な改革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成するとともに、人事制度の抜本的な見直しにより、人件費の抑制・効率化とともに若年化による精強性の向上などを推進し、人件費が高く自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造の改善を図ることとされている。このように防衛力の構造的な改革や人事制度改革に触れていることも、22大綱の特徴の一つである。

### 2 安全保障における基本理念

22大綱では、わが国の安全保障を確保する上で最も基本的な事項を明確にするとの観点から、安全保障における基本理念として、これをまずもって明示している。

具体的には、まず、安全保障の目標として、①わが国に脅威が及ぶことの防止・排除、被害の最小化、②アジア太

平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善による脅威の発生の予防、③世界の平和と安定および人間の安全保障の確保への貢献、の3つを掲げている。

これらの目標を達成するため、わが国自身の努力、同盟

国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力を統合的に推進することとしている。

また、わが国は、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとのが国防衛の基本方針を引き続き堅持することとしている。同時に、国際平和協力活動により積極的に取り組むこととしている。さらに、核兵器

の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現に向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていくと同時に、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止<sup>1</sup>の信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力し、あわせて弾道ミサイル防衛や国民保護を含むわが国の取組により適切に対応することとしている。



## コラム

VOICE

解説

Q&A

### 第7師団の協同転地演習と後方支援態勢

#### 第7師団の協同転地演習

第7師団(東千歳)は、11(平成23)年10月29日から12月2日の間、長距離機動に必要な統制・調整能力の向上および西部方面隊と連携した訓練などを通じ、部隊の即応性の向上を図ることを目的に、西部方面区への転地演習を行った。

第7師団が協同転地演習を行うのは、今回が初めてのことであり、北海道から九州までの長距離機動にあたっては、民間船舶(高速輸送船)、鉄道などの各種輸送手段により隊員410名、90式戦車、装甲車を含む重車両など約120両を北海道から九州まで迅速に機動させた。

このような転地演習は、まさに22大綱が示す動的防衛力の構築に向けた重要な取組の1つであり、今後も重視して取り組んでいく。



役務により鉄道輸送される装甲車



高速輸送船により輸送された90式戦車

#### 島嶼防衛(長距離機動含む)における後方支援態勢

防衛出動や災害派遣などにおいて自衛隊が任務を遂行する際、長距離の移動や、燃料や弾薬、糧食などの大量の物資が必要になる。部隊が活動するための輸送力を確保することや、物資の準備・配分、車両などを整備することを後方支援という。

特に、長距離機動をとまなう島嶼防衛においては、自衛隊および民間の輸送力の確保、燃料補給、各種装備品の整備など、後方支援の果たす役割はきわめて重要であり、大規模震災や国際平和協力活動で得た教訓などを反映しつつ、活動する部隊のための後方支援態勢の充実を図ることが必要である。

<sup>1</sup> 米国が日本などの同盟国・友好国に対する攻撃を抑止することをいう。米国自身に対する攻撃の抑止は、基本抑止という。

### 3 わが国の安全保障の基本方針

#### 1 わが国自身の努力

22大綱は、2の「安全保障における基本理念」に示された3つの目標を達成するための根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、わが国防衛の基本方針のもと、同盟国などとも連携しつつ、平素から国として総力を挙げて取り組むとともに、わが国を取り巻く安全保障課題や不安定要因に起因する様々な事態(各種事態)の発生に際しては、事態の推移に応じてシームレスに対応することとしている。

また、以下について、国として総合的かつ戦略的に取り組むこととしている。

ア 関係機関における情報収集・分析能力の向上、政府横断的な情報保全体制の強化、情報収集および情報通信機能の強化などの観点からの宇宙の開発および利用の推進、サイバー攻撃への対処態勢および対応能力の総合的な強化

イ 平素からの関係機関の連携、事態発生時における政府一体となった対応、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習の実施など政府の意思決定および対処にかかる機能・体制の検証、法的側面を含めた必要な対応についての検討

ウ 安全保障会議を含む、安全保障に関する内閣の組織・機能・体制などを検証の上、官邸に国家安全保障に関する関係閣僚間の政策調整と内閣総理大臣への助言などを行う組織を設置

エ 各種災害への対応や国民の保護のための各種体制の整備、国と地方公共団体などの緊密な連携・万全の態勢の整備

オ グローバルな安全保障環境の改善のための取組における関係機関の連携、非政府組織との連携・協力などによる国際平和協力活動などへの効率的かつ効果的な対応、国連平和維持活動の実態を踏まえたPKO参加5原則<sup>1</sup>などわが国の参加のあり方の検討

カ わが国の安全保障・防衛政策をよりわかりやすくするための努力、国際社会におけるわが国の安全保障・防衛政策への理解促進のための対外情報発信の強化

わが国の安全保障の最終的な担保である防衛力については、わが国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するという国家の意思と能力を表すものであるとの認識のもと、本節1で述べたとおり「動的防衛力」を構築することとしている。

#### 2 同盟国との協力

わが国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠であり、また、在日米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止および対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大きな安心をもたらしている。さらに、わが国が多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を効果的に進める上でも日米同盟は重要である。

こうした意義を踏まえ、日米同盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていくとし、

- ① 日米間で安全保障環境の評価を行いつつ、共通の戦略目標および役割・任務・能力に関する検討を引き続き行うなど、戦略的な対話および具体的な政策調整に継続的に取り組む
- ② 情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術協力といった従来分野における協力や、拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための協議を推進する
- ③ 地域における不測の事態に対する米軍の抑止および対処力の強化を目指し、日米協力の充実を図るための措置を検討する
- ④ 共同訓練、施設の共同使用などの平素からの各種協力の強化を図るとともに、国際平和協力活動などを通じた協力や、宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保などの国際公共財の維持強化、さらには気候変動といった分野を含め、地域的およびグローバルな協力を推進する

としている。

さらに、こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持し

<sup>1</sup> 国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針をいう(Ⅲ部3章4節2、図表Ⅲ-3-4-3参照)。

つつ、沖縄県をはじめとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直しなどについての具体的措置を着実に実施し、また、接受国支援をはじめとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進するとしている。

### 3 国際社会における多層的な安全保障協力

#### (1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域において、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、日米同盟ともあいまって、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組むために不可欠であるとの認識を示している。

こうした点を踏まえ、特に、韓国およびオーストラリアとは、二国間および米国を含めた多国間での協力を強化するとしている。そして、ASEAN諸国との安全保障協力を維持・強化し、また、アフリカ、中東から東アジアにいたる海上交通の安全確保などに共通の利害を有するインドをはじめとする関係各国との協力を強化するとしている。

さらに、この地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、信頼関係を増進するとともに、協力関係の構築・発展を図ることとしている。特に中国の間では、戦略的互惠関係構築の一環として、様々な分野で建設的な協力関係を強化することが極めて重要との認識のもと、中国が国際社会において責任ある行動をとるよう、同

盟国などとも協力して積極的な関与を行うとしている。

多国間の安全保障協力については、ASEAN地域フォーラム(ARF)や拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の枠組などを通じ、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たすこととしている。

#### (2) 国際社会の一員としての協力

グローバルな安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄の確保に資するよう、紛争、テロなどの根本原因の解決などのために政府開発援助(ODA)を戦略的・効果的に活用するなど外交活動を積極的に推進するとした上で、このような外交活動と一体となって、国際平和協力活動に積極的に取り組むとしている。その際には、わが国の知識や経験などを生かした支援に努めるとともに、わが国が置かれた諸条件を総合的に勘案して、戦略的に実施するものとするとしている。

また、グローバルな安全保障課題への取組に関し、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)や欧州諸国とも協力関係の強化を図るとともに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化、大量破壊兵器やミサイルなどの運搬手段に関する軍縮および拡散防止のための国際的な取組に積極的な役割を果たすこととしている。このほか、大規模災害やパンデミック<sup>2</sup>に際し、人道支援・災害救援などに積極的に取り組むこと、国連改革にわが国としても積極的に取り組むこととしている。

## 4 防衛力の役割

「動的防衛力」という考えのもと、「実効的な抑止及び対処」、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」および「グローバルな安全保障環境の改善」を防衛力の役割としている。

### 1 実効的な抑止及び対処

わが国周辺における各国の軍事動向を把握し、各種兆候を早期に察知するため、平素からわが国およびその周辺に

おいて常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ迅速かつシームレスに対応することとしている。

この役割に関しては、①周辺海空域の安全確保、②島嶼部に対する攻撃への対応、③サイバー攻撃への対応、④ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応、⑤弾道ミサイル攻撃への対応、⑥複合事態への対応、⑦大規模・特殊災害等への対応、を重視することとされている。

2 限られた期間にある感染症が世界的に大流行する現象をいう。

## 2 アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

わが国周辺において、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動や訓練・演習などの各種活動を適時・適切に実施することにより、わが国周辺の安全保障環境の安定を目指すこととしている。

また、アジア太平洋地域の安定化を図るため、次のような取組を行うこととしている。

- 二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習の多層的な推進
- 非伝統的安全保障分野における地雷・不発弾処理などを含む自衛隊が有する能力を活用した実際的な協力の推進
- 域内協力枠組の構築・強化や域内諸国の能力構築支援<sup>1</sup>への取組



周辺空域を飛行するF-2戦闘機

## 3 グローバルな安全保障環境の改善

グローバルな安全保障環境の改善のため、次のような取組を行うこととしている。

- 人道復興支援をはじめとする平和構築や停戦監視を含む国際平和協力活動
- 軍備管理・軍縮、不拡散などの分野における諸活動や能力構築支援
- 国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持のための取組



洋上展開中の護衛艦「いせ」(手前)と護衛艦「ひゅうが」(奥)



空中機動を行う空挺部隊など

<sup>1</sup> Ⅲ部3章1節3参照

## 5 具体的な防衛力の内容

### 1 自衛隊の態勢

防衛力の役割を適切に果たすため各種事態などへの対応に必要な態勢を保持することとしているほか、次のとおり自衛隊が保持すべき態勢を明示している。

#### (1) 即応態勢

待機態勢の保持、機動力の向上、練度・可動率の維持向上などを通じ、迅速かつ効果的に活動を行い得るようにする。また、基地機能の抗たん性を確保するとともに、燃料、弾薬(訓練弾を含む)を確保し、維持整備に万全を期する。

#### (2) 統合運用態勢

迅速かつ効果的な対処に必要な情報収集態勢を保持するほか、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した指揮統制機能および情報共有態勢ならびにサイバー攻撃対処態勢を保持する。

#### (3) 国際平和協力活動の態勢

多様な任務、迅速な派遣、長期の活動にも対応し得る能力、態勢などの充実を図る。

### 2 自衛隊の体制

#### (1) 基本的考え方

自衛隊は、「1 自衛隊の態勢」で述べた態勢を保持しつつ、防衛力の役割を効果的に果たし得る体制を効率的に保持することとしている。その際、効果的・効率的な防衛力整備を行う観点から、各種事態への対応や国際平和協力活動などの各種の活動に活用し得る機能、非対称的な対応能力を有する機能および非代替的な機能<sup>1</sup>を優先的に整備することとし、具体的には、冷戦期から整備されてきた戦車や火砲を削減するなど冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置や各自衛隊の運用を適切に見直すとともに、

南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信などの機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図ることとしている。

そして、これを裏付ける各自衛隊への予算配分について、安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除し、総合的な見地から思い切った見直しを行うこととしている。

また、統合運用の推進や日米共同による対処態勢構築の推進などの観点から、陸自の作戦基本部隊(師団・旅団)および方面隊のあり方について、指揮・管理機能の効率化にも留意しつつ、総合的に検討することとしている。

なお、本格的な侵略事態が生起する可能性は低いとの認識のもと、かつて着上陸侵攻などを想定して装備されてきた陸自の戦車および火砲は、今後その総数を削減し、これらを装備した部隊の編成も見直していくこととなる。一方、将来にわたり、戦車や火砲などを用いなければ対処し得ないような本格的な侵略事態が生起する可能性を否定することは、わが国の防衛に万全を期す上で不適切である。このため、本格的な侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持に必要な範囲に限り、引き続き保持することとしている。戦車や火砲については、近年のネットワーク技術など軍事科学技術の進展を取り入れ、特殊部隊への対応や市街地における戦闘など、様々な事態における活用を図るほか、戦車を主体とした機動打撃力により敵の侵入を阻止・撃破する戦闘や、火砲による敵陣地への打撃を加える戦闘などに関する専門的知見や技能を、必要最小限の範囲で維持していく。

#### (2) 体制整備にあたっての重視事項

自衛隊の体制整備にあたっての重視事項は、以下のとおりとしている。

##### ア 統合の強化

統幕の機能の強化をはじめ、指揮統制、情報収集、教育訓練などの統合運用基盤を強化する。また、輸送、衛生、

<sup>1</sup> これらについて、確立した定義は存在しないが、「非対称的な対応能力を有する機能」とは、たとえば相手方の水上艦艇による行動に対し隠密性の高い潜水艦によって行う警戒監視など、相手方の行動に対し効率的・効果的に優位性を保ちつつ対応しうる機能、「非代替的な機能」とは、たとえば弾道ミサイル防衛(BMD)システムなど、その機能がなければ甚大な被害を及ぼす相手方の攻撃などに対する対応能力に全く欠けてしまうような機能をいう。

高射、救難、調達・補給・整備、駐屯地・基地業務など、各自衛隊に共通する横断的な機能について、整理、共同部隊<sup>2</sup>化、集約・拠点化などにより、統合の観点から効果的かつ効率的な体制を整備する。

### イ 島嶼部における対応能力の強化

自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に、必要最小限の部隊を新たに配置するとともに、部隊が活動を行う際の拠点、機動力、輸送能力および実効的な対処能力を整備することにより、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保に関する能力を強化する。

### ウ 国際平和協力活動への対応能力の強化

各種装備品などの改修、海上および航空輸送力の整備、後方支援態勢の強化を行うほか、施設・衛生などの機能や教育訓練体制の充実を図る。

### エ 情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知し、情報収集・分析・共有などを適切に行うため、宇宙分野を含む技術動向などを踏まえた多様な情報収集能力や情報本部などの総合的な分析・評価能力などを強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制を整備する。また、地理情報の収集能力を強化するなど、自衛隊の海外派遣部隊などの遠隔地での活動に対する情報支援を適切に行う体制を整備する。さらに、関係国との情報協力・交流の拡大・強化に取り組む。

### オ 科学技術の発展への対応

高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力を整備するため、各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備することにより、確実な指揮命令と迅速な情報共有を確保するとともに、サイバー攻撃対処を統合的に行う体制を整備する。

### カ 効率的・効果的な防衛力整備

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化・合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を

果たし得るようにする。このため事業の優先順位を明確にして選択と集中を行うとともに、6の「防衛力の能力発揮のための基盤」に述べる取組を推進する。

## (3)各自衛隊の体制

次のとおり各自衛隊の体制について考え方を明示するとともに、主要な編成、装備などの具体的規模を別表において示している。

### ア 陸上自衛隊

陸自は、各種の機能を有機的に連携させ、各種事態に有効に対応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、各地に迅速に展開することが可能で、かつ国際平和協力活動などの多様な任務を効果的に遂行し得る部隊を、地域の特性に応じて適切に配置することを基本とし、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部の防衛についても重視するとともに、効率化・合理化を徹底することとしている。

また、航空輸送、空挺、特殊武器防護、特殊作戦、国際平和協力活動などに有効に対応できるよう、これらの専門的機能を有する中央即応集団などを引き続き保持するほか、作戦部隊や重要地域の防空を有効に行えるよう、地対空誘導弾部隊を、現在の8個部隊から1個部隊を削減し、7個部隊を保持することとし、これらの部隊には能力を向上させた地対空誘導弾を導入することとしている。

その結果、陸自は、16大綱と比較して、

- ① 常備自衛官の定数を14万8千人から14万7千人、編成定数を15万5千人から15万4千人とする
- ② 戦車を約600両から約400両、火砲(16大綱では主要特科装備<sup>3</sup>)を約600門/両から約400門/両とする
- ③ 地対空誘導弾部隊を8個高射特科群から7個高射特科群/連隊(6個高射特科群および1個高射特科連隊)に効率化・合理化する

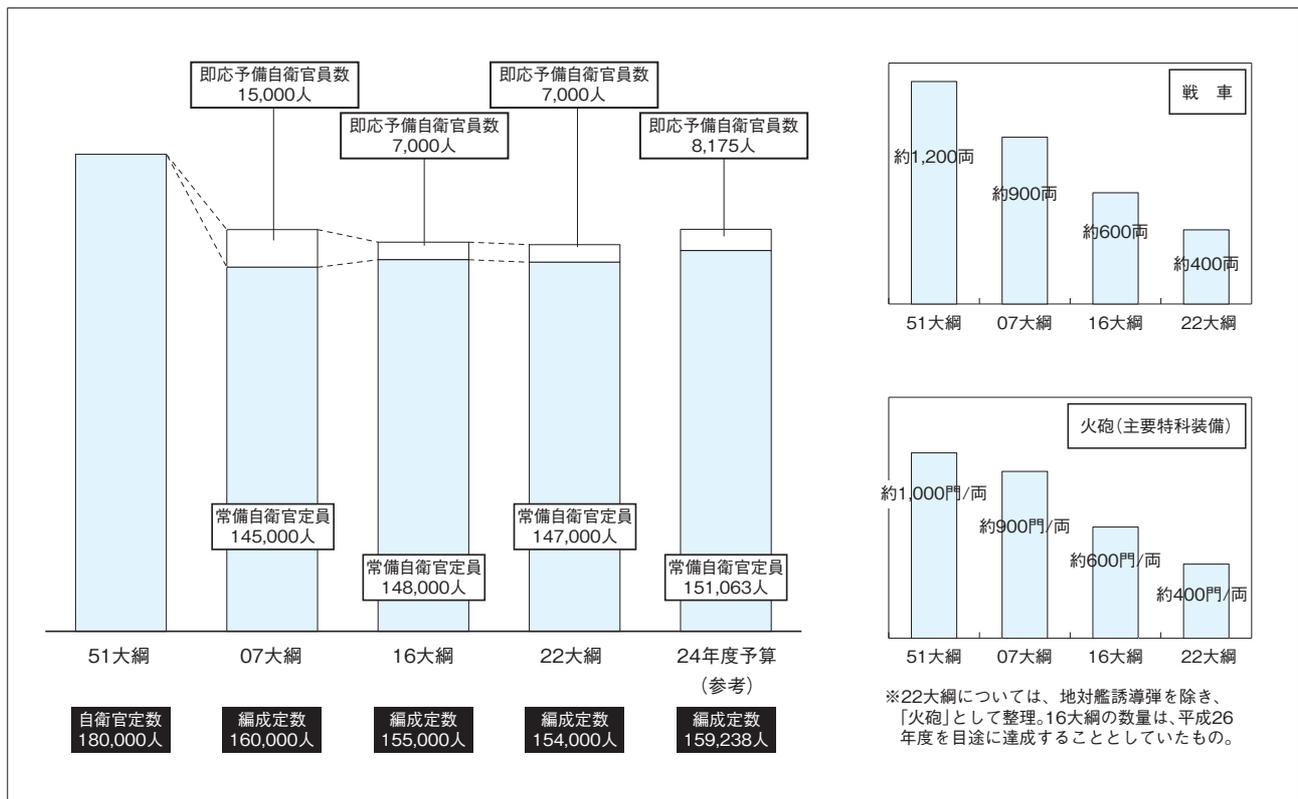
こととしている。8個師団および6個旅団ならびに1個機甲師団という作戦基本部隊の体制は、引き続き保持することとしている。

(図表Ⅱ-2-2-1・2参照)

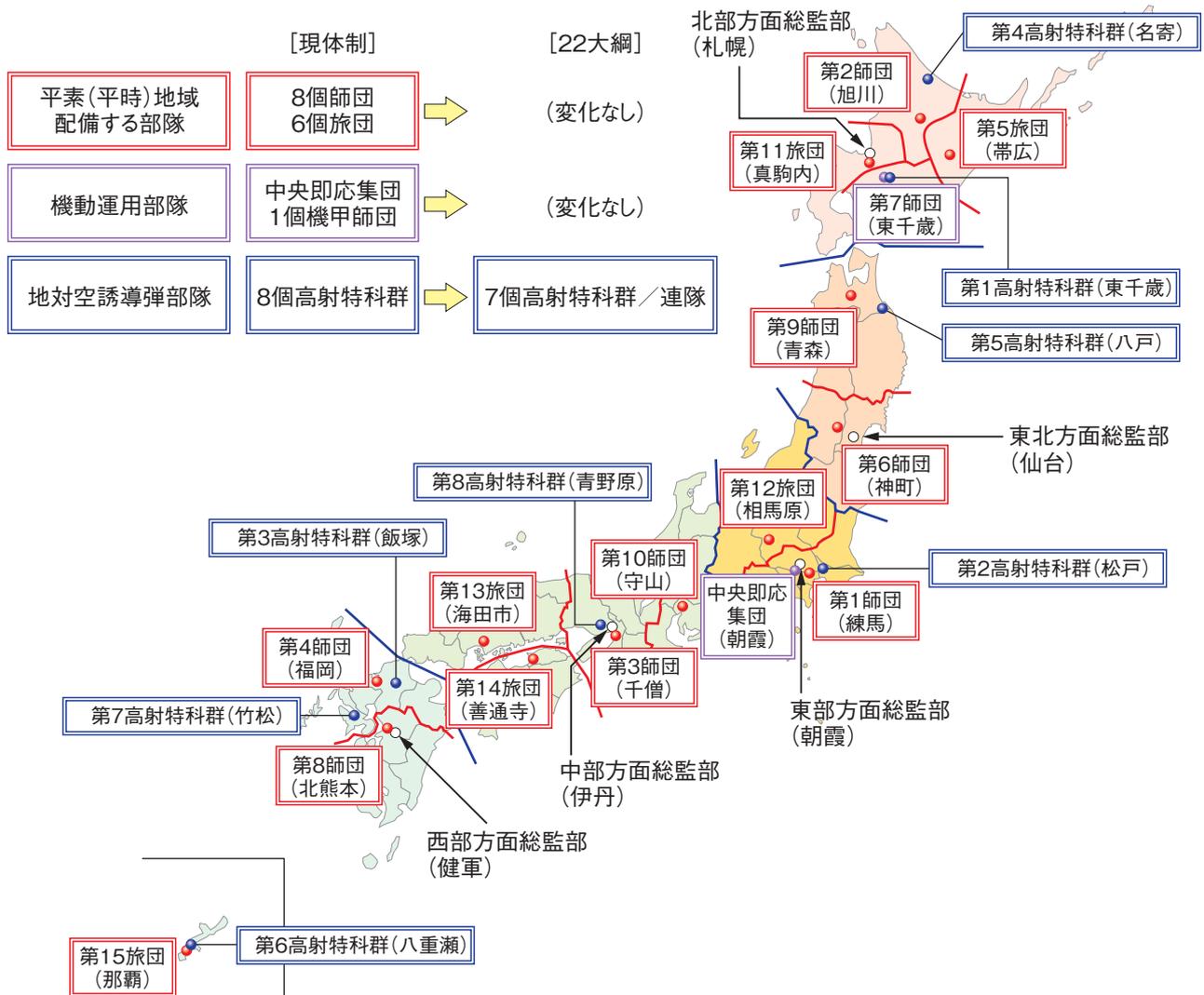
<sup>2</sup> 統合運用による円滑な任務遂行上一体的運用を図る必要がある場合に、陸・海・空自共同のものとして置く防衛大臣直轄部隊をいう。

<sup>3</sup> 16大綱においては、りゅう弾砲、多連装ロケットシステムおよび地対艦誘導弾を「主要特科装備」と区分していたが、22大綱では、これらのうち地対艦誘導弾を除外し、りゅう弾砲および多連装ロケットシステムを「火砲」と区分している。

図表 II-2-2-1 目標とする編成定数および主要装備数量の変遷



図表 II-2-2-2 基幹部隊の体制 (22大綱策定時)



### イ 海上自衛隊

海自は、平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保、国際平和協力活動などを実施し得るようにすることを主眼とすることとしている。

① 護衛艦部隊については、従来、各種事態や国際平和協力活動に即応し得る機動運用部隊(32隻)と、沿海岸域の警戒および防備を行う地域配備部隊(5警備区に3隻ずつの計15隻)を保有することとしていた。しかしながら、国際平和協力活動の増大などにより機動運用部隊の運用が逼迫している現状などを踏まえ、地域配備部隊については、警備区を越えて効率的に活動できるように体制を変更し、南西方面への警戒監視や国際平和協力活動

などにおいても運用することとしている。その結果、護衛艦部隊については、護衛艦8隻からなる護衛隊群を基本単位とする4個護衛隊群(32隻)のほか、新たに護衛艦4隻からなる護衛隊を基本単位とする4個護衛隊(16隻)をそれぞれ保持することとし、護衛艦を計48隻とすることとしている。

(図表II-2-2-3参照)

② 潜水艦部隊については、引き続き東シナ海および日本海の海上交通の要衝などに潜水艦を配備するとともに、南西方面をはじめわが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視を平素から広域にわたり実施し、情報優越を確保し、各種の兆候を早期に察知できる態勢を強化するため、作戦海域と基地との地理的關係などを考慮し

て、22隻保有することとしている。

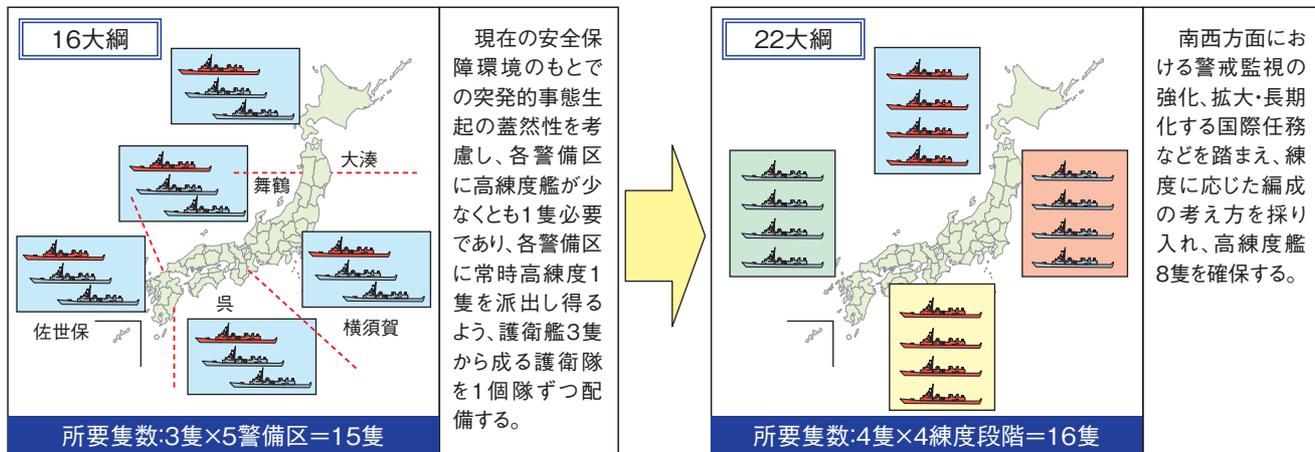
(図表II-2-2-4参照)

- ③ 哨戒機部隊については、洋上における情報収集・警戒監視を平素からわが国周辺海域で広域にわたり行うとともに、周辺海域の哨戒や海上交通の安全確保などを有効に行い得るよう、引き続き、固定翼哨戒機部隊を4個航空

空隊、回転翼哨戒機部隊を5個航空隊の合計9個航空隊を保有することとしている。

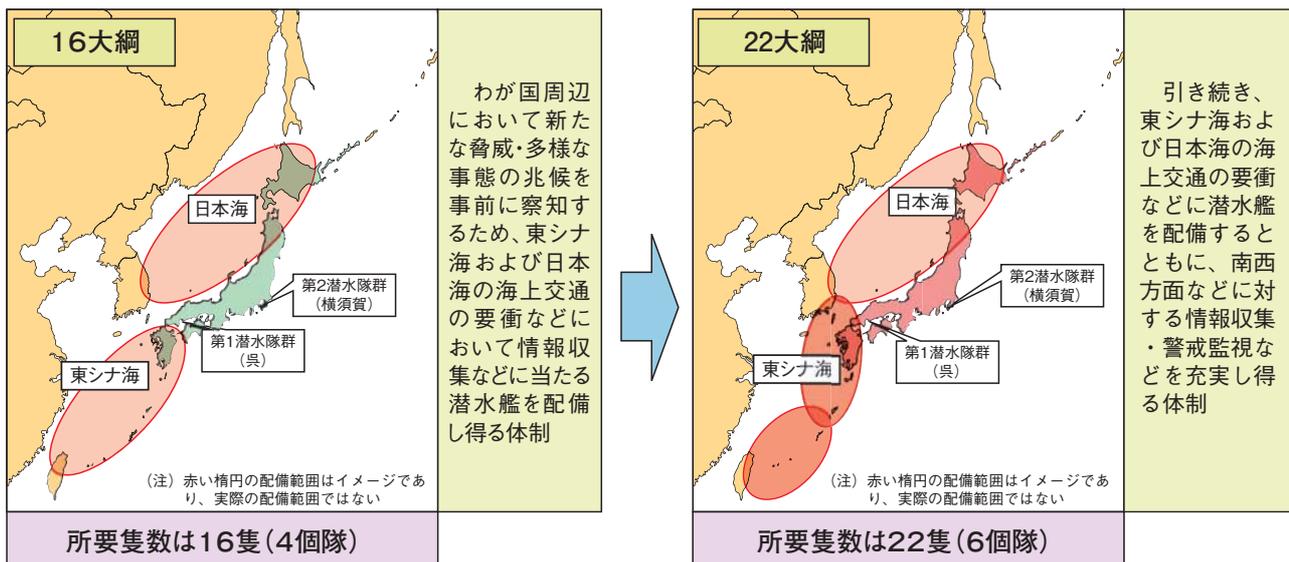
- ④ 掃海部隊については、海上輸送に依存する国民生活の安全を確保するため、わが国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、引き続き1個掃海隊群を保有することとしている。

図表 II-2-2-3 地域配備部隊の体制移行



= 修理・練成段階を終了した練度の高い艦

図表 II-2-2-4 潜水艦部隊の体制



ウ 航空自衛隊

空自は、周辺海空域における常時継続的な警戒監視、総合的な態勢のもとでの全般防空、重要地域の防空などを実施し得るようになることを主眼とすることとしている。

① 周辺海空域において常時継続的に警戒監視を行う航空警戒管制部隊については、従来8個警戒群および20個警戒隊を保持してきたが、人的資源の制約に配慮しつつ、

可能な限り効率的に総合的な防空態勢を強化するため、8個警戒群のうち4個を縮小して警戒隊に改編し、4個警戒群および24個警戒隊を保有することとしている<sup>4</sup>。また、地对空誘導弾部隊については、政治、経済、防衛などの重要地域の防空に当たるため、引き続き6個高射群を保有することとしている。  
(図表Ⅱ-2-2-5参照)

図表 Ⅱ-2-2-5 航空警戒管制部隊の体制(22大綱策定時)

【16大綱】	
航空警戒管制部隊	: 8個警戒群
	: 20個警戒隊
警戒航空隊	: 2個飛行隊
↓	
【22大綱】	
航空警戒管制部隊	: 4個警戒群
	: 24個警戒隊
警戒航空隊	: 2個飛行隊



4 警戒群を警戒隊に改編することにより定員規模は縮小するが、当該定員はレーダーサイトなどからの情報をもとに要撃管制などを行う防空指令所の強化などに充て、総合的に警戒管制機能を強化することとしている。

② わが国の防空などを総合的な態勢で行い得るよう、引き続き、戦闘機部隊(能力の高い新戦闘機を保有する部隊を含む)を12個飛行隊、航空偵察を行う航空偵察部隊を1個飛行隊、各種の事態において部隊を機動的に輸送し、国際平和協力活動にも積極的に取り組み得る航空輸送部隊を3個飛行隊、空中給油機能および国際平和協力活動にも利用できる輸送機能を有する空中給油・輸送部隊を1個飛行隊、それぞれ保有することとしている。

主要装備については、わが国を取り巻く安全保障環境や厳しい財政事情などを総合的に勘案し、作戦用航空機を約350機から約340機に効率化する一方、戦闘機については、約260機を維持することとしている。

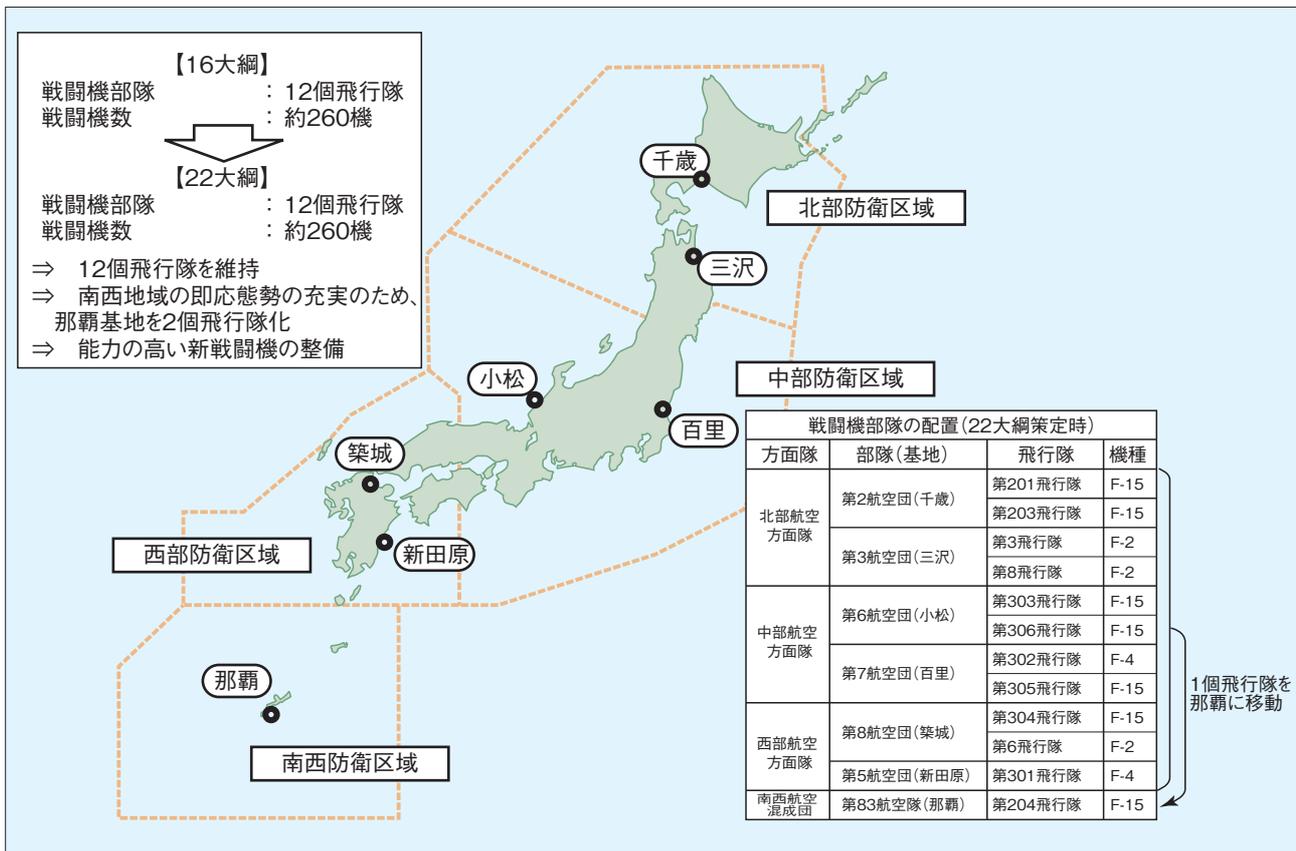
(図表II-2-2-6参照)

工 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊

わが国の弾道ミサイル防衛(BMD)システムは、SM-3搭載イージス艦による上層防衛と、拠点防御のためのペトリオットPAC-3による下層防衛からなる多層防衛の考え方を採用している。

① イージス艦については、16大綱で保持することとされた4隻体制では、定期整備や補給・休養、練成訓練などの必要性を勘案すると、常に任務に就くことのできる状態にある艦が原則として2隻となるため、常時継続的な待機態勢の維持に限界がある。また、迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルといった将来脅威への対応を含め、弾道ミサイルの脅威からのわが国の防衛に一層万全を期す

図表 II-2-2-6 戦闘機部隊の体制(22大綱策定時)



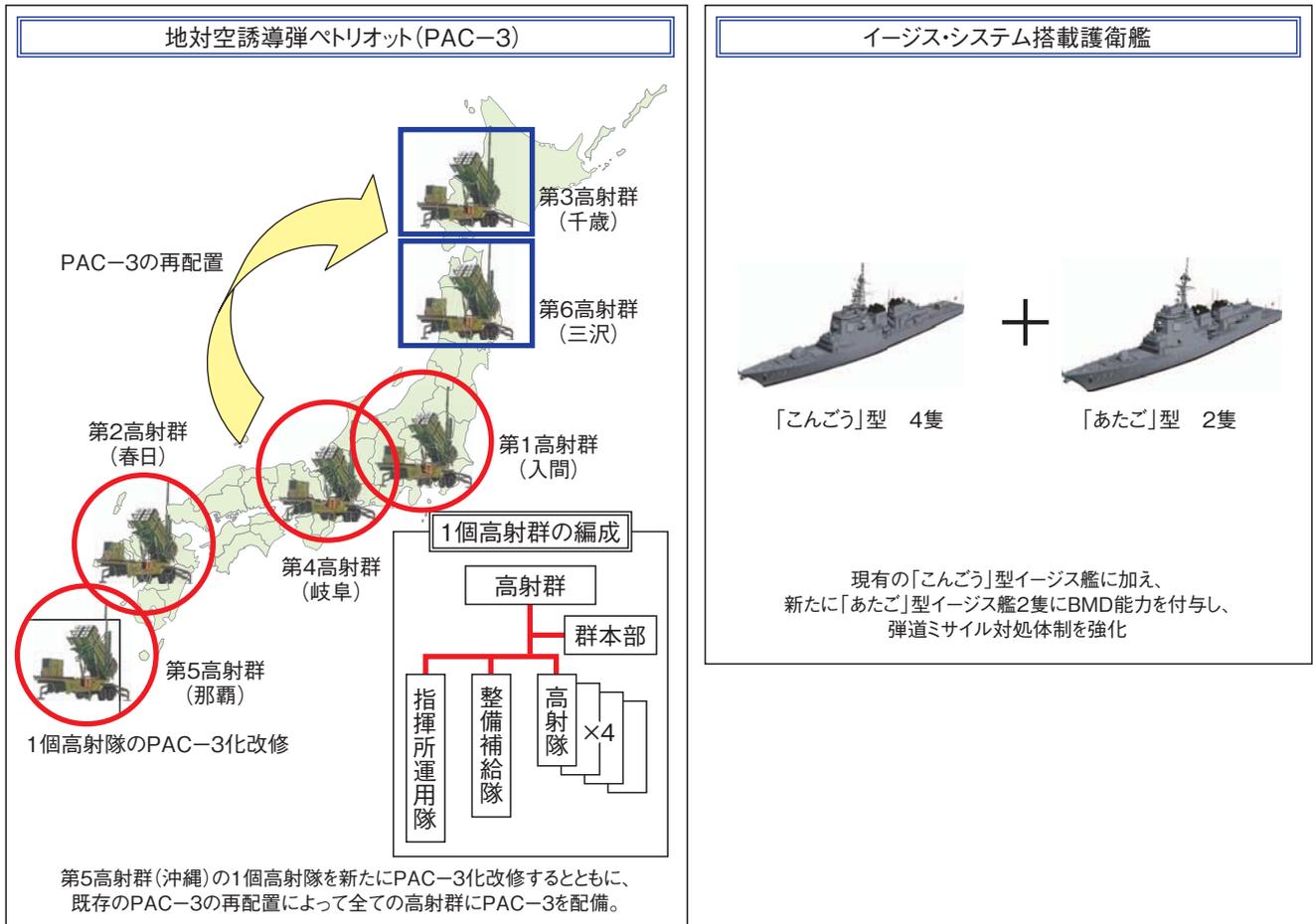
ため、能力向上型の迎撃ミサイルが今後開発された場合にこれを運用することが可能な、イージスBMDシステムを搭載する必要がある。

こうした状況のもと、厳しい財政事情や弾道ミサイル対処能力の早期向上の必要性などの要素も勘案し、22大綱では、上記の能力向上型の迎撃ミサイルを運用することが可能なイージスBMDシステムを搭載する2隻を含め、弾道ミサイル防衛能力を備えたイージス艦を計6隻保有することとしている<sup>5</sup>。なお、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、護衛艦の総隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得ることとしている。

② 弾道ミサイル防衛にも使用し得る航空警戒管制部隊については、ウ①で述べた部隊改編により、7個警戒群および4個警戒隊から11個警戒群/隊とすることとしている。また、ペトリオットPAC-3については、3個高射群が保持するとされていたが、全国への迅速な展開を可能とするため、6個高射群全てにPAC-3を配備することとしている。この際、厳しい財政事情を踏まえ、22大綱のもとで新規に整備するPAC-3は1個FU<sup>6</sup>に限定し、既存の16個FU(高射隊および教育所要分)とあわせて17個FUを全国にバランスよく配置し、できる限り効率的に体制整備を行うこととしている。

(図表Ⅱ-2-2-7・8参照)

図表 Ⅱ-2-2-7 弾道ミサイル防衛の体制



5 既存のイージス艦「あたご」および「あしがら」にイージスBMDシステムなどを搭載するための改修を予定している。

6 Fire Unit (対空射撃部隊の最小射撃単位)

図表 II-2-2-8 防衛大綱別表の比較

区 分		51大綱	07大綱	16大綱	22大綱	
陸 上 自 衛 隊	編成定数	18万人	16万人	15万5千人	15万4千人	
	常備自衛官定員		14万5千人	14万8千人	14万7千人	
	即応予備自衛官員数		1万5千人	7千人	7千人	
	基幹部隊	平素(平時)地域に 配備する部隊	12個師団 2個混成団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個特科団 1個空挺団 1個教導団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団	1個機甲師団 中央即応集団	中央即応集団 1個機甲師団
地対空誘導弾部隊		8個高射特科群	8個高射特科群	8個高射特科群	7個高射特科群/連隊	
主要 装備	戦車 火砲(主要特科装備) <sup>(注1)</sup>	<sup>(注2)</sup> (約1,200両) <sup>(注2)</sup> (約1,000門/両)	約900両 (約900門/両)	約600両 (約600門/両)	約400両 約400門/両	
海 上 自 衛 隊	基幹部隊	護衛艦部隊			4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊	
		(機動運用) (地域配備)	4個護衛隊群 (地方隊)10個隊	4個護衛隊群 (地方隊)7個隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊	
		潜水艦部隊	6個隊	6個隊	4個隊	6個潜水隊
		掃海部隊	2個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群	1個掃海隊群
	哨戒機部隊	(陸上)16個隊	(陸上)13個隊	9個隊	9個航空隊	
主要 装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約60隻 16隻 約220機	約50隻 16隻 約170機	47隻 16隻 約150機	48隻 22隻 約150機	
航 空 自 衛 隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒群 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)	4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊)
		戦闘機部隊			12個飛行隊	12個飛行隊
		(要撃戦闘機部隊)	10個飛行隊	9個飛行隊		
		(支援戦闘機部隊)	3個飛行隊	3個飛行隊		
		航空偵察部隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊	1個飛行隊
	航空輸送部隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	3個飛行隊	
	空中給油・輸送部隊	—	—	1個飛行隊	1個飛行隊	
主要 装備	地対空誘導弾部隊	6個高射群	6個高射群	6個高射群	6個高射群	
弾道ミサ イル防衛 にも使用 し得る主 要装備・ 基幹部隊 <sup>(注3)</sup>	主要 装備	作戦用航空機	約430機	約400機	約350機	約340機
		うち戦闘機	<sup>(注2)</sup> (約360機)	約300機	約260機	約260機
	イージス・システム 搭載護衛艦	—	—	4隻	<sup>(注4)</sup> 6隻	
	航空警戒管制部隊	—	—	7個警戒群	11個警戒群/隊	
地対空誘導弾部隊	—	—	3個高射群	6個高射群		

(注1) 16大綱までは「主要特科装備」と整理していたところ、22大綱では地対艦誘導弾部隊を除き「火砲」として整理

(注2) 51大綱別表に記載はないものの、07以降の大綱別表との比較上記載

(注3) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備または航空自衛隊の基幹部隊の内数

(注4) 22大綱においては、弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする、とされている。

## 6 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持および運用を効率的・効果的に行うため、次のような取組を重視することとしている。

### 1 人的資源の効果的な活用

- (1) 隊員の高い士気および厳正な規律の保持のための施策を推進
  - 質の高い人材の確保・育成(社会の少子化・高学歴化と自衛隊の任務の多様化などに的確に対応)
  - 衛生基盤などの整備(隊員の壮健性維持)
  - 安全保障問題に関する研究・教育の推進、知的基盤の充実・強化
  - 過酷または危険な任務の遂行に対する適切な処遇の確保
- (2) 自衛隊全体の人員規模および人員構成を適切に管理し、精強性を確保
  - 階級および年齢構成のあり方の見直し
  - 自衛官の職務の再整理(第一線部隊などに若年隊員を優先的に充当、その他の職務について最適化された給与などの処遇を適用)
  - 民間活力の一層の有効活用などによる後方業務の効率化(人員の一層の合理化を進め、人件費を抑制することにより、厳しい財政事情の中で有効な防衛力を確保)
  - 社会における退職自衛官の有効活用、公的部門での受入れを含む再就職援護や退職後の礼遇などの施策の推進、これらと一体のものとしての早期退職制度などの導入

## 7 留意事項

22大綱に定める防衛力のあり方は、おおむね10年後までを念頭に置き、防衛力の変革を図るものであるが、情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し検討を行い、必要な修正を行うこととしている。16大綱のように「5年後」といった具体的な見直し時期は設けていない。

また、22大綱に定める防衛力へ円滑・迅速・的確な移行が行われるよう、財政事情、部隊の練度の維持、隊員の士

### 2 物的基盤の充実・強化のための施策

- (1) 装備品などの運用基盤の充実
  - 装備品などの維持整備を効率的かつ効果的に行い、可動率を高い水準で維持するなど、防衛装備品の運用基盤を充実
- (2) 装備品取得の一層の効率化
  - 契約に関する制度全般の改善や効率的調達方式の一層の採用など、調達価格を含むライフサイクルコストの抑制をさらに徹底し、費用対効果を向上
- (3) 防衛生産・技術基盤の維持・育成
  - 選択と集中の実現により安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛生産・技術基盤に関する戦略を策定
- (4) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討
  - 平和への貢献や国際的な協力、国際共同開発・生産を取り巻く大きな変化に対応するための方策について検討

### 3 防衛施設と周辺地域との調和

- 関係地方公共団体との緊密な協力のもと、防衛施設の効率的な維持および整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施

気への影響、地元や防衛生産・技術基盤への影響といった要素に配意しながら、中期防衛力整備計画や各年度の予算を通じ、計画的な移行管理を行うこととしている。あわせて、新たな体制への移行について事後検証を行うとともに、あるべき防衛力の姿について不断の検討を行うこととしている。